

第6 ハロゲン化物消火設備

1 設置方法等

ハロゲン化物消火設備を設置する場合は、原則として全域放出方式とすること。

2 貯蔵容器置場

第5 不活性ガス消火設備 2（1）、（2）及び（4）アに準ずるほか、次によること。

- （1）貯蔵容器置場の出入口には、「ハロゲン化物（消火剤名）消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。
- （2）貯蔵容器には、次の表示を設けること。

ハロゲン化物消火設備消火薬剤

- 1 消火剤の種類
- 2 消火剤量
- 3 最高使用圧力
- 4 製造年
- 5 製造者名

（注）最高使用圧力については、加圧式に限り表示すること。

3 音響警報装置

第5 不活性ガス消火設備 5 に準ずること。

4 起動装置

（1）自動式の起動装置

- ア 感知器は、当該消火設備専用のものとし、防護区画ごとに警戒区域を設定すること。
- イ 感知器の種別は熱式のものとし、規則第23条第4項の例により設置すること。
- ウ 感知器は、検定品を使用すること。

（2）手動式の起動装置

手動式の起動装置は、第5 不活性ガス消火設備 4（3）に準ずること。

5 保安措置

第5 不活性ガス消火設備 7（1）、（4）から（7）及び（9）に準ずるほか次によること。

- （1）全域放出方式の防護区画の外側には、次の例のような表示を主要な出入口扉等の見やすい位置に設けること。



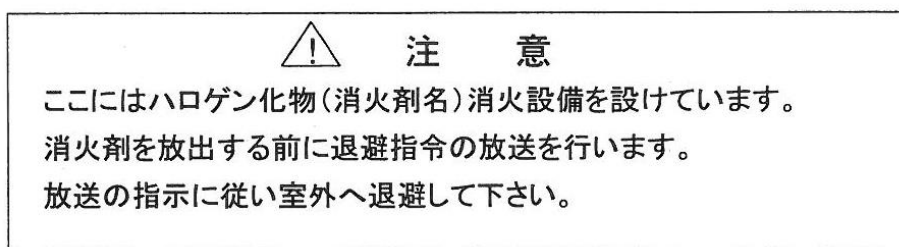
注 意

この室は、ハロゲン化物(消火剤名)消火設備が設置されています。
消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

大きさ：縦 20 cm以上、横 30 cm以上 地色：グレー 文字色：緑

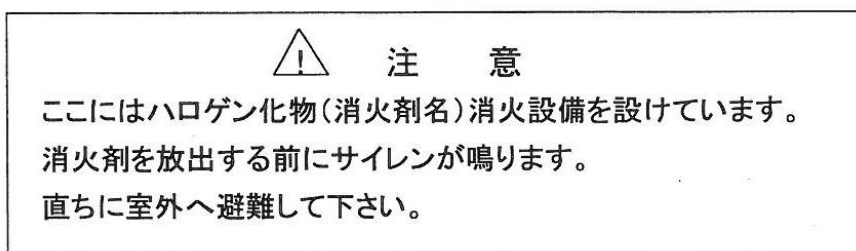
(2) 全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例のような表示を設けること。

ア 音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦 20 cm 以上、横 30 cm 以上 地色：グレー 文字色：緑

イ 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦 27 cm 以上、横 48 cm 以上 地色：黄 文字色：黒 文字：2.5 cm² 以上
音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。

6 全域放出方式の防護区画

第 5 不活性ガス消火設備 8 に準ずること。

7 排出措置

第 5 不活性ガス消火設備 11 に準ずること。

8 使用抑制等

ハロン消火剤については消火性能に優れ、人体に対する安全性が高い特性がある反面、オゾン層を破壊する特定物質に指定されていることから、クリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）に該当し、他の消火設備によることが適当でない場合に設置することを原則とする。なお、クリティカルユースの判断基準については、下記の通知による。

＜平成 13 年 5 月 16 日消防予第 155 号・消防危第 61 号

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について＞

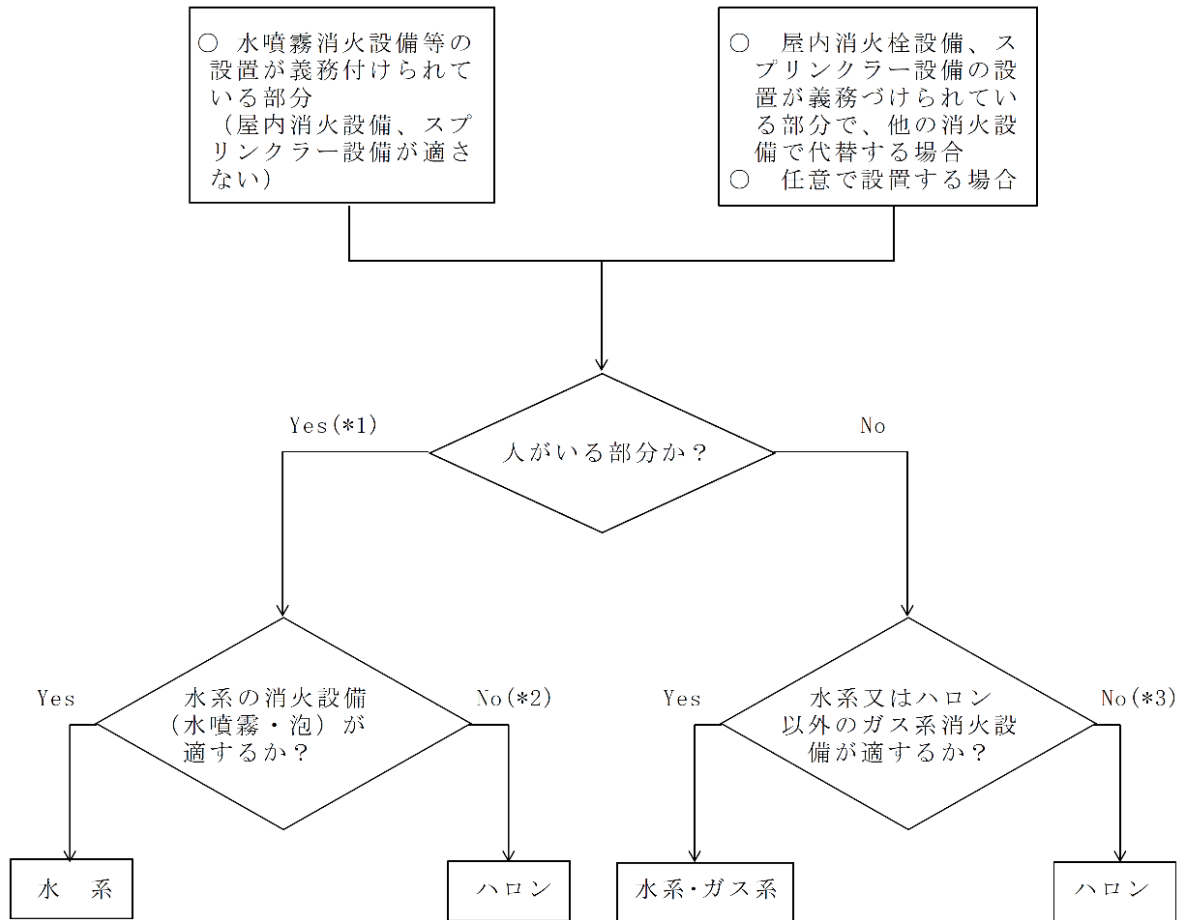
＜平成 26 年 11 月 13 日消防予第 466 号・消防危第 261 号

「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」の一部改正について＞

使用用途の種類		用途例
通 信 機 関 係 等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバ室、信号機器室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機開閉室、電気室（重要インフラの通信機器室等に付属するもの）
	放送室等	TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、EPS
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等		美術品展示室等 重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他		加工・作業室等 輪転機が存する印刷室
危 険 物 関 係	貯蔵所等	危険物製造所（危険物製造作業室に限る。）、危険物製造所（左記を除く。）、屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る。）、屋内貯蔵所（左記を除く。）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室、塗料等調合室
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鑄造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	LPガス付臭室	都市ガス、LPGの付臭室
駐 車 場	自動車等修理場	自動車修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、機械式駐車場（左記を除く。）、スロープ、車路
そ の 他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	フライヤー室、厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、トランクルーム、紙庫、廃棄物庫
	書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等	金庫室、宝石・毛皮・貴金属販売室
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

※ 網掛け部分は、クリティカルユースに係るもの。

クリティカルユースの判断フロー



* 1 「人がいる部分」とは、次の場所をいう。

- ① 不特定の者が出入りするおそれのある部分
- ② 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

* 2 水系の消火設備が適さない場合

- (w 1) 消火剤が不適である (電気火災)。
- (w 2) 消火剤が放出された場合の被害が大きい。
 - ア 水損
 - イ 汚染の拡大
- (w 3) 機器等に早期復旧の必要性がある。
- (w 4) 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが著しく大きくなる。

* 3 次の両方該当する場合

- (1) 水系の消火設備が適さない場合
 - * 2 に同じ。
- (2) ハロン以外のガス系消火設備が適さない場合
 - (g 1) 消火剤が放出された場合の被害が大きい。
 - ア 汚損、破損 (冷却、高圧、消火時間による影響)
 - イ 汚染の拡大 (必要ガス量が多い)
 - (g 2) 機器等に早期復旧の必要性がある (放出後の進入が困難)。